

重要事項說明書

(住宅介護支援事業)

利用者：様

事業所：ぶーく・福居宅介護支援事業所

(呼称：プークプクキヨタクカイゴシエンジギョウショ)

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 6年 9月 1日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0270-61-8946) (月曜日～金曜日 9:00～17:00)

担当 介護支援専門員 早川 千恵子 ／ 管理責任者 早川 千恵子

※ ご不明な点は、何時でも何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	پーく・福居宅介護支援事業所 (呼称: プークプクキヨタクカイゴシエンジギョウショ)
所在地	伊勢崎市馬見塚町3279番地2
事業所の指定番号	居宅介護支援事業所 (伊勢崎市 1070404890)
サービスを提供する実施地域※	群馬県・栃木県・埼玉県

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名

事務員 2名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前9時00分から午後17時00分まで

※ (土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月5日は休業)

営業日外・営業時間外であっても早朝・夜間含め年間を通して何時でも連絡は可能です。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業者について下記の事項を介護支援専門員に求めるすることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める。
- ・当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求める。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護 1・2 11,088 円 要介護 3・4・5 14,406 円

② 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,380 円 要介護 3・4・5 6,973 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,226 円 要介護 3・4・5 4,186 円

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,063 円

入院時情報連携加算（I） 1ヶ月につき 2,552 円

入院時情報連携加算（II） 1ヶ月につき 2,042 円

退院・退所加算（I）イ 入院または入所期間中 1回を限度に 4,594 円

退院・退所加算（I）ロ 入院または入所期間中 1回を限度に 6,126 円

退院・退所加算（II）イ 入院または入所期間中 2回を限度に 6,126 円

退院・退所加算（II）ロ 入院または入所期間中 2回を限度に 7,657 円

退院・退所加算（III） 入院または入所期間中 3回を限度に 9,189 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 510 円

特定事業所加算（I） 1ヶ月につき 5,298 円

特定事業所加算（II） 1ヶ月につき 4,298 円

特定事業所加算（III） 1ヶ月につき 3,297 円

特定事業所加算（A） 1ヶ月につき 1,163 円

ターゲルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,084 円

特定事業所医療介護連携加算 1ヶ月につき 1,276 円

緊急時居宅カンファレンス加算 1ヶ月につき 2,042 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

通常の事業の実施区域を越える地点から片道概ね 10 km未満 400 円

通常の事業の実施区域を越える地点から片道概ね 10 km以上 700 円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 利用料の支払い方法

利用料の支払いが発生する場合、月ごとの精算とし、原則として毎月 15 日までに前月分のご請求を致しますので、月末日までにお支払いください。お支払い方法は現金集金をさせていただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

事前に文書でお申し出ください。解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の指定居宅介護支援事業所を紹介させていただきます。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けて居たご利用者様の要介護状態区分が、要支援 1・要支援 2 又は非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合。
- ・**利用者様が遠隔地に転居された場合。**

⑤ その他

⑥ 利用者様やご家族様などが当社や当社の介護支援専門員に対して、この契約を継続し難い程の不信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の指定居宅介護支援の運営方針

(1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように援助を行います。

(2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- (4) 支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者様の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8. 秘密保持

1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、利用者様の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を尊守し適切な取り扱いに努めます。サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、

第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等において、利用者の有する問題や解決すべき課題等についての個人情報を共有するために、個人情報を用いることを、本契約をもって同意とみなします。
- 3 事業者は必要な範囲で個人情報を用いる。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

当社お客様相談・苦情担当

担当 管理者 早川 千恵子 電話 0270-61-8946

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

伊勢崎市 介護保険課 電話 0270-27-2744

前橋市 介護保険課 電話 027-224-1111 (代表)

群馬県国民健康保険団体連合会 電話 027-290-1323

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0011 (代表)

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

10. サービス提供時に事故発生時の対応

- (1) 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名 東京海上日動火災保険会社

代理店 株式会社全福サービス 電話 03-3252-2011

東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町5階

保険内容 介護事業者賠償責任補償保険

11. 当法人の概要

法人種別・名称 ぶーく・福株式会社

資本金 15,000,000円 (資本準備金含まず) ※令和6年9月1日現在

社員数 4名

設立 平成 30 年 4 月
所在地・電話 群馬県伊勢崎市馬見塚町 3279 番地 2
代表取締役 早川 和男
電話 0270-61-8946

定款の目的に定めた事業

- ・障碍者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- ・児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業
- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ・介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ・介護保険法に基づく介護予防支援事業
- ・介護保険法に基づく訪問介護事業
- ・介護保険法に基づく第一号訪問事業
- ・介護保険法に基づく福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業
- ・介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売事業
- ・道路運送法に基づく福祉有償運送事業及び介護タクシー事業
- ・地域の相談または交流の拠点となるフリースペース事業
- ・ソーシャル・インクルージョンを実現するための社会への啓発・啓蒙活動
- ・地域コミュニティ活動の支援事業
- ・地域高齢者の見守り事業
- ・余暇活動支援事業
- ・前各号の事業を行うにあたり必要な情報の収集及び支援者向け研修、当事者向け研修、地域との連携、ボランティアやスタッフ等の人財の育成、その他のイベントや研修、交流等の事業
- ・前各号に付帯する一切の業務

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

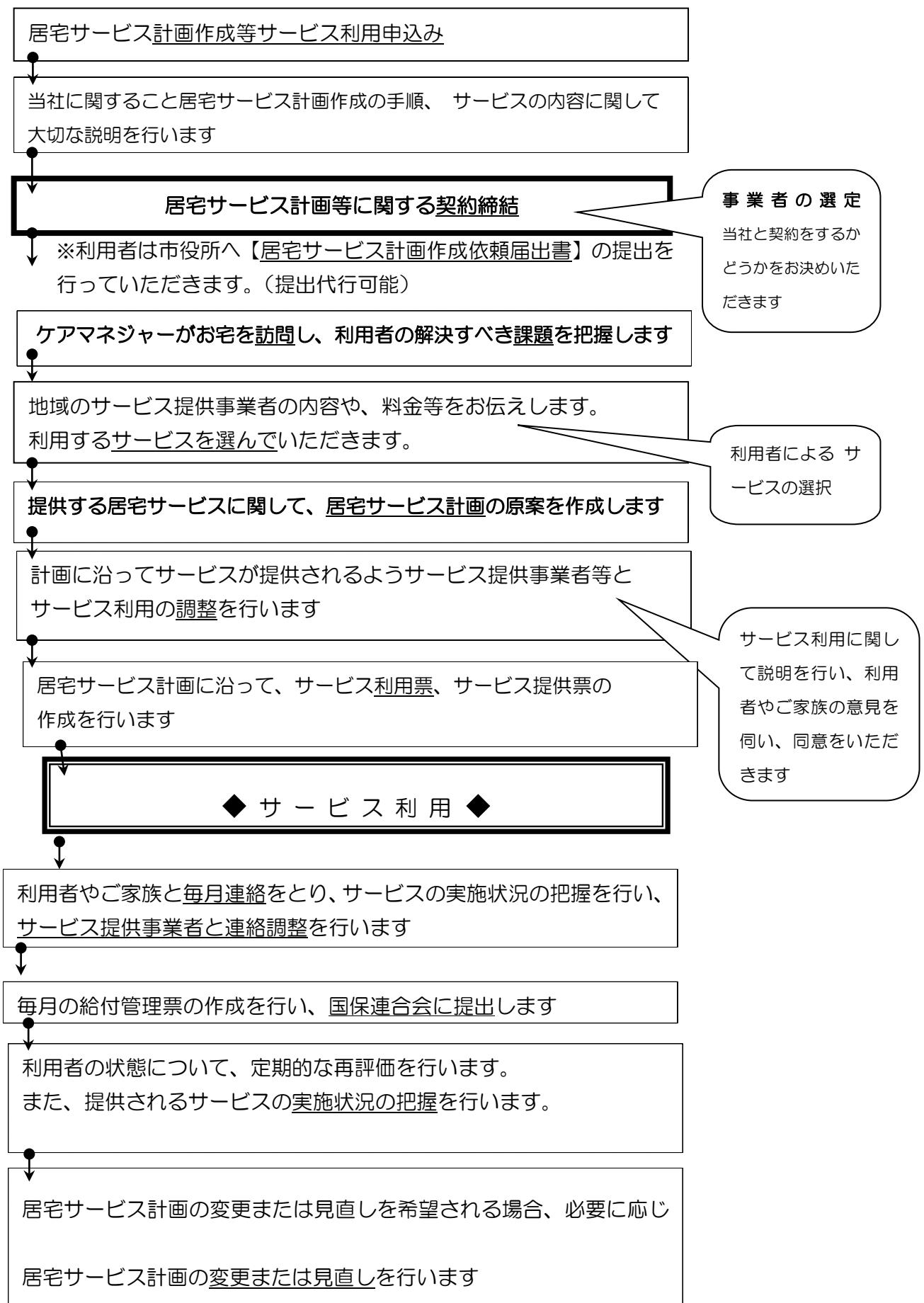
要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただけません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ



居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】 ぶーく・福株式会社

【事業所】 ぶーく・福居宅介護支援事業所

【説明者】 氏名 早川 千恵子

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用申込者】

住 所

氏 名

【利用者家族】

住 所

氏 名

(続柄)

【代理人】

住 所

氏 名

(続柄)